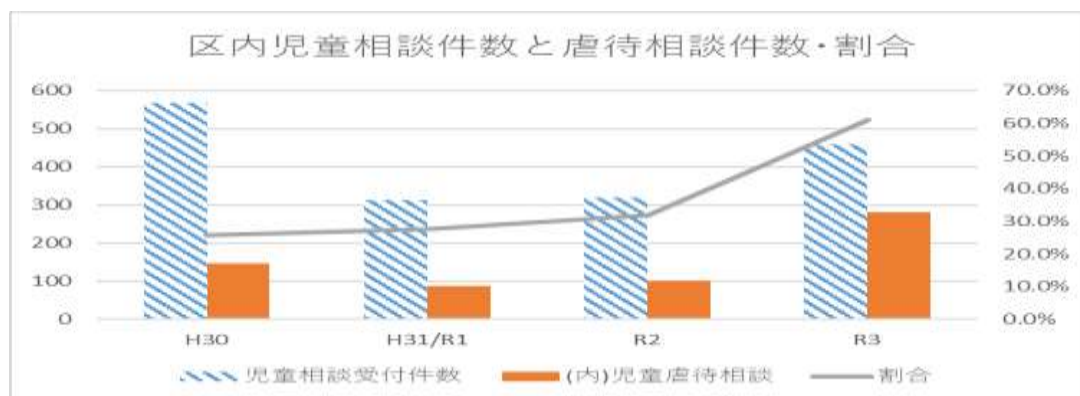




すべての子どもが笑顔で暮らせる社会に

大阪市
児童虐待ホットライン **0120-01-7285**
(24時間365日対応・通話料無料)

児童相談所虐待対応ダイヤル **189** (24時間365日対応・通話料無料)

児童虐待かもと思ったら **すぐにお電話ください**

(4) 区内における主な外国人住民の増加率推移

生野区は、従前から在日韓国・朝鮮人を初めとする外国人住民の比率が大阪市 24 区の中で最も高く、令和 2 年国勢調査では全国でも最も高くなっており、現在は約 60 の国や地域につながる住民が暮らしているまちです。最近では、ベトナムだけでなく、ネパールやフィリピン、インドネシア国籍の住民の増加率も高くなっており、より多様な言語や文化、価値観、生活様式を相互に理解し、外国にながる住民も安心して暮らせる環境づくりが必要です。

区内の外国人住民の国籍・地域別内訳
(R4年(2022年)3月末時点)

	外国人住民人口	割合
韓国・朝鮮	19,619人	74.7%
ベトナム	2,711人	10.3%
中国	2,652人	10.1%
ネパール	266人	1.0%
台湾	211人	0.8%
フィリピン	193人	0.7%
その他	797人	3.0%
総計	26,256人	100.0%

区内における主な外国人住民数の増加率
(平成 30 年度(2018 年度)との比較)

	H30	R3	増加率
ネパール	165人	266人	161.2%
フィリピン	139人	193人	138.8%
インドネシア	81人	110人	135.8%
ベトナム	2,085人	2,711人	130.0%
タイ	38人	42人	110.5%
中国	2,489人	2,652人	106.5%
米国	83人	80人	96.4%
韓国・朝鮮	21,777人	19,619人	90.1%
スリランカ	45人	37人	82.2%
台湾	362人	211人	58.3%

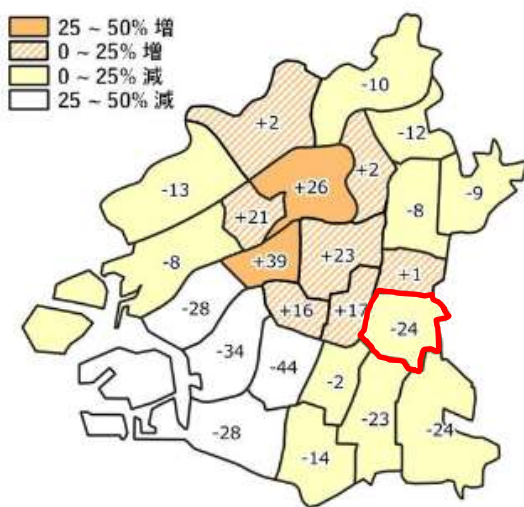
※大阪市多文化共生指針では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用していることから、本ビジョンでは「外国につながる住民」と表記しています。

(5) 人口の推移と予測

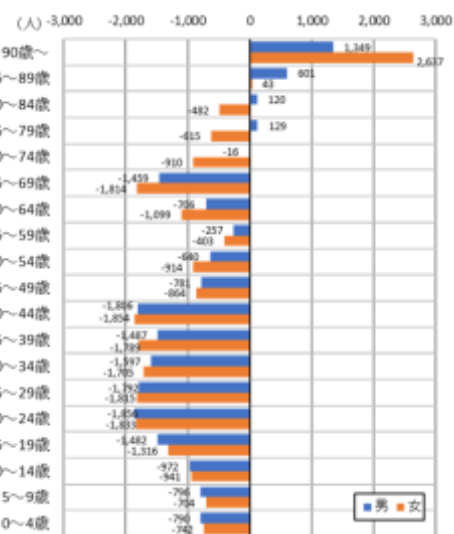
生野区の人口は、この40年間(昭和50年～平成27年)において、一貫して減少を続けている中、今後も減少傾向が続くと見込まれています。

今後の人口予測では、令和27年(2045年)にはおよそ9.8万人にまで減少することが見込まれており、平成27年(2015年)の約13.0万人と比較して30年間の増減率は-24.1%と24区中5番目の減少率となっています。

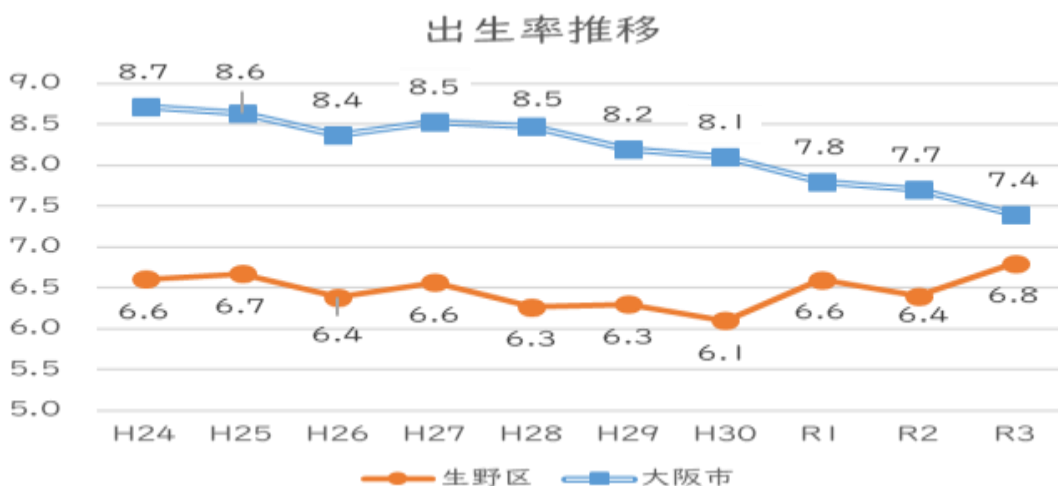
また、令和27年(2045年)時点の推計では、男女とも0～4歳から70歳代前半までの各階級で減少し、10歳代後半から40歳代前半および60歳代後半は男女とも減少が著しいと予測されています。



人口増減率(2015 ⇒ 2045)



生野区5歳階級別男女別人口増減((2015 ⇒ 2045)
(大阪市人口ビジョンより)



※出生率:人口1,000人当たりにおける出生数 (大阪市推計人口年報より)

2 福祉課題の現状

少子・高齢化の急速な進展や、核家族化、単身世帯の増加など家族形態の変化、情報化社会の急速な進展は、地域のつながりの希薄化を招き、社会的孤立¹⁴が広がっています。

また、非正規雇用の増加による雇用不安や、それにともなう経済的困窮、こどもの貧困、児童・高齢者・障がい者への虐待などにより、地域福祉の課題は、多様化・複雑化・深刻化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与え、これまでの生活スタイルも大きく変化し、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりました。

単身高齢者等の増加に伴い、行政や地域からの支援の手が届かずに孤立死¹⁵や「セルフネグレクト¹⁶」の状態に陥る高齢者等の増加、近隣の住環境にも影響を及ぼす「ごみ屋敷」化の問題、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者¹⁷情報の共有なども課題となっています。

子育て世帯においては、育児不安やストレスを感じたときに身近な地域に相談できる相手がおらず、悩みを抱えたまま孤立してしまう状態に陥る事象がでてきています。

さらに、児童虐待やDV¹⁸などの問題が顕在化しており、被害者に寄り添った支援・対応が求められています。DV被害者の安全な保護や自立支援の支援、児童虐待の未然防止と早期発見、保護された後の児童・家族へのケアが重要です。

これまで、必要な支援が届きにくいとされていた発達障がい¹⁹について、社会全体で理解することが求められています。発達障害者支援法においては、発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりが求められています。

また、若者の「ひきこもり²⁰」、高齢者の「閉じこもり²¹」、経済的困窮から住居を喪失し「ネットカフェ難民²²」等のホームレス状態になっている人などが顕在化しています。さらに、これらの現象が、同一世帯において複合的に発生し、実態把握が困難となっています。

一方、ニューカマーと呼ばれる新しく日本にきた外国につながる住民は言葉や文化の違いから地域コミュニティに入りにくいことなどによって、必要な情報が届きにくいため、適切な福祉サービスを受けられないといった問題もあります。

さらに、生野区では外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化に伴い、無年金などの経済的な問題や、認知症の進行により会話が母国語になるなどコミュニケーションが困難になるといった問題もあります。

こうした地域の多様な課題を解決していくためには、これらの諸課題に関するさまざまなニーズを的確に受けとめ、公的な福祉サービス²³による適切な対応と、それだけでは充足できないニーズへの対応が必要となっています。

そして、だれもが安心して暮らしていける共生社会の実現に向け、お互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会をめざす取組を進め、地域福祉活動に参加する人が増え、その人たちがさまざまな場面でそれぞれ長所を発揮し、また補うことのできる地域づくりを進

めていく必要があります。

- 14 家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態をさす。
- 15 地域で亡くなられた事に近隣の人々が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。法的に明確な定義はないが、「社会から『孤立』した結果、死後、長期間放置されるような死、として『孤立死』」という用語が用いられる。
- 16 飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。
- 17 日常的な見守りや災害時における避難行動に支援が必要な人で、主には高齢者や・障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者等。
- 18 Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいう。被害者を女性に限定していないが、DVの被害者は大半が女性となっている。
- 19 発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」とされている。
- 20 さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、社会的な活動に参加できない状態のこと。
- 21 さまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外・地域から自宅内（敷地内を含む）へと狭くなる状態。活動性が低下し、その結果、心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方。
- 22 これまで過ごしていた自宅や寮などの住居を、生活費の枯渇や不払い、職場を解雇されて寮に住めなくなったなどの諸般の事情で退去させられ、24時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶などをホテル代わりにすることで夜を明かし、主に日雇い等雇用形態で生活を維持している者をさす。
- 23 税金や保険料により支えられているサービスで、福祉や介護のための法令等（社会福祉法や介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等）によって、従事者や設備、サービス運営等が定められている。



第4章 地域福祉ビジョン 2023 を進める力

生野区における地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である各地域まちづくり協議会²⁴の活動圏域で取り組まれているさまざまな活動であり、こうした、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、今どのような福祉課題やニーズがあるのか、また、今後どのような福祉コミュニティをつくり上げていくべきか等について考え、それをまた取組につなげていくことがそれぞれの地域の福祉課題の解決に効果的です。

このような各地域での地域福祉活動を通して、地域住民をはじめ地域に関わるすべての活動主体が、地域福祉やよりよい地域づくりに関心を持ち、幅広い人が参加できる取組を行うこと自体が、地域福祉を進める力となります。

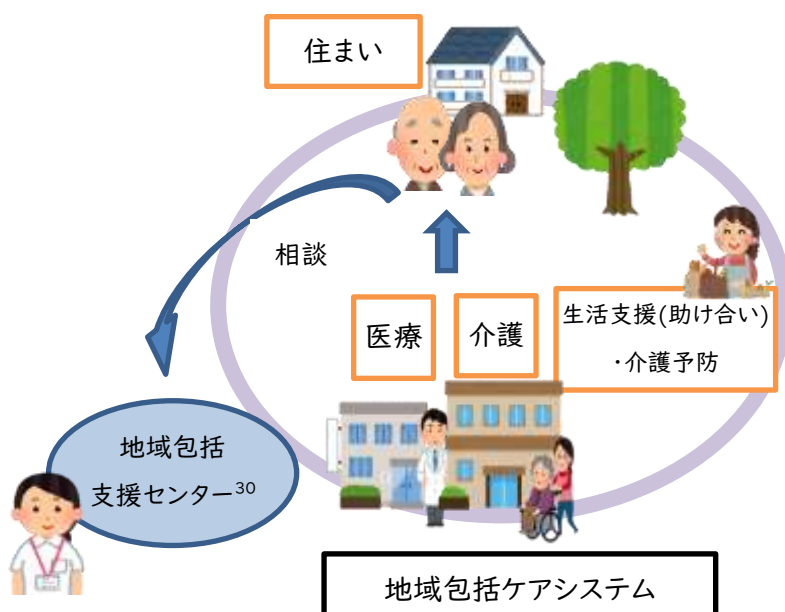
24 地域を基本単位に、地域団体やNPO、企業等、地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みのこと。

1 地域包括ケアシステムの推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム²⁵」が進められています。

生野区では、在宅支援ネットワーク会議、認知症高齢者支援ネットワーク会議を通じて、多職種連携による在宅医療・介護連携の強化を図ることにより課題解決に取り組んでいます。

また、平成27年（2015年）4月の介護保険法の改正において、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーター²⁶を配置することが示され、生野区では平成29年（2017年）10月に区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図っています。また、地域包括ケアの理念を普遍化し高齢者のみならず、障がい者（児）や子どもなど生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、関わるもの全員で地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現が求められています。



生野区では令和2年(2020年)4月から「重大な児童虐待ゼロに向けた取組」として、区社協の見守り相談室²⁷に子育て支援コミュニティソーシャルワーカー²⁸を配置し、「こども地域包括ケアシステム」事業を開始し、区役所・区社協・支援機関²⁹等をつなぎ情報交換を行っています。

- 25 重度の介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
- 26 地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図っている。
- 27 地域における見守りネットワークの強化のために、区社協内に設置。支援が必要な高齢者や障がい者等の福祉に関する相談や、見守りや災害時における避難行動に支援が必要な人の名簿登録の受付や相談を行っている。また、孤立死リスクの高い要介護者やセルフネグレクトの状態にある人を、地域の見守りや専門的支援につなげている。加えて、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を地域の協力者にメールにより配信し、行方不明時の早期発見・保護につなげている。
- 28 制度の狭間や複数の生活課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのこと。
- 29 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉・介護関係機関・事業者、きらめきセンター、子ども子育てプラザ、学校園、保育所、警察署、消防署等の組織。
- 30 地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成。

2 住民主体による福祉コミュニティ

これまでは、さまざまな地域における課題を、家族や近所の住民が日ごろの生活の中で互いに助け合い「つながり」を大切にしながら地域福祉コミュニティを育んできました。

しかし近年、単身高齢世帯の増加、核家族化、社会的孤立などにより、住民同士の「つながり」が希薄化し、地域活動に参加する住民の固定化や高齢化が深刻な課題となっています。

地域における福祉課題を解決するためには、地域住民一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我がこと」として主体的な姿勢を持ち、地域でともに生活するみんなで「くらしの課題」を考え、改善に向け取り組むことが解決に結びつける力となります。

住民主体の地域福祉コミュニティの運営において重要なのは、お互いが配慮し「気にかける」、存在を認め合い「つながり」、支え合うことであり、住民が主体性を持ってお互いに考え行動する仕組みづくりとともに、セーフティネットとしての保健・医療・福祉サービスと連携しより強固な「コミュニティ」を築くことが併せて求められています。

3 多様な協働（マルチパートナーシップ）

地域福祉の実現のためには、住民をはじめ、地域で活動しているさまざまな活動主体がお互いに協力し支え合う関係づくりが必要となります。

そのためには、住民やNPO³¹、社会福祉事業者、学校、企業等の活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、多様な協働（マルチパートナーシップ³²）を推進していくことが重要となります。

具体的には地域福祉活動に参加する人、さらには、福祉サービスを利用する人が、それぞれに得意な分野を活かしてそれぞれが「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、相手の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりが重要な要素となります。

31 Non-Profit Organization 又はNot-for-Profit Organization（非営利団体）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

32 市民・地域団体・NPO・企業・行政など大阪のまちの担い手が互いに自律したパートナーとして協力しあう関係や場を具体化する考え。

4 積極的に地域福祉活動に参加する機運の醸成

地域においては、地域活動に参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるように取り組むことが重要です。

生野区では、高齢者食事サービス³³やふれあい喫茶³⁴などの地域福祉活動に加え、まつりや相互の助け合い活動など住民が主体となり実施してきた活動がある一方で、NPOや企業のほか多様なグループにより「子供たちの放課後の時間を過ごすための支援活動」や「主に男性高齢者を対象とした農園での野菜作り活動」などが行われています。これらの活動は地域団体や福祉法人が主体となっている取組がある一方で、いわゆる現役世代の人々が新たなネットワークを築いて取り組まれているものも少なくありません。さまざまな年代の多様な関心をもつ住民がこれらの活動に触れて興味を持ち、やりがいと充実感を持って参加する機運をたかめるためにも、地域の特色ある行事やさまざまな主体による先駆的、先進的な取組を広く紹介して地域福祉活動に関心を持つ機会を増やすとともに、新たな活動の実施や参加を支援することが必要となります。

33 在宅の単身高齢者や、高齢者世帯を対象に、地域の会館等での会食等を行うことにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図るとともに、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする活動。

34 地域の会館等で開かれる交流の場。お茶や軽食等を楽しみながらお互いに交流し、ふれあいある地域づくりを目的としている。

5 地域福祉ビジョン 2023 を推進するための区の役割

地域福祉ビジョン 2023 を推進するためには、上記のような仕組みを着実に進めていくことが必要であり、そのためには住民のみなさん、地域団体、社会福祉の専門機関³⁵、区役所が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこと（協働）が必要です。

生野区としても、地域の問題解決に向け「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと区役所全体で取組を進めます。

地域福祉ビジョン 2023 の推進に向けた施策や取組の進捗状況については、P D C Aサイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針等により、地域福祉ビジョン 2023 の推進に向けて取り組んでいきます。

35 区社協、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども相談センター、学校、保育所、地域子育て支援センター、医療機関等の専門機関や、福祉サービス事業者や社会福祉施設、N P O等。



第5章 地域福祉ビジョン 2023 の重点取組

生野区の地域福祉に関する現状や推移から、今後の課題を認識したうえで、課題を解決していくための施策を考えていく必要があります。

地域福祉ビジョン 2023 の基本理念の根底には、大阪市地域福祉基本計画（第2期）や区将来ビジョンの理念があることから、地域福祉ビジョン 2023 は、これら地域福祉分野の課題を踏まえたうえで、目標達成に向けた施策の展開を行い、区の地域福祉に関する事業を推進するために次の7つの取組を柱として、区の地域福祉を推進します。

取組の柱

- 1 みんなで進める地域福祉
- 2 地域福祉に参加する機運の醸成
- 3 きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化
- 4 地域における安全・安心の仕組みづくり
- 5 健康づくりの取組
- 6 権利擁護³⁶や虐待防止のための取組の推進
- 7 共生社会の推進

36 福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された医師の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいう。

1 みんなで進める地域福祉

【現状と課題】

単身高齢者の増加や、子育て世帯の孤立化など、地域社会全体で見守りや支援を行える仕組みづくりが必要となっており、これまでの公的な福祉サービスでは充足できないニーズに対応することが不可欠です。

また、市内でもっとも多くの外国とつながる住民と共生しているまちとして、相互理解をさらに深めていくことが必要です。

【今後の取組】

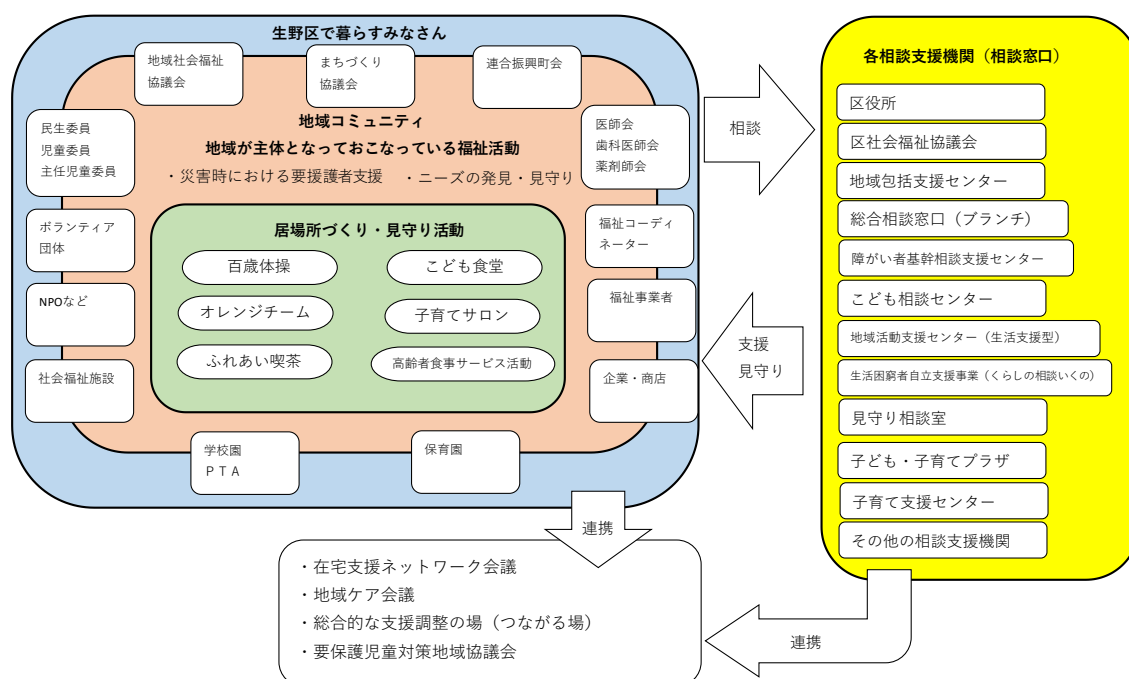
単身高齢者や子育て世帯、福祉サービス等の情報が充分に届きにくい外国につながる住民等に必要情報を届けるとともに、孤立することのないよう利用可能な福祉サービスの利用促進を図ります。

また、見守りのネットワークを広げるために、ICT³⁷の活用など、より効果的な方法を検討します。

そのために、区社協や、民生委員・児童委員、主任児童委員など、これまで協働してきた地域団体、地域内の関係機関に加え、NPO、企業などのさまざまな活動主体と協働し、地域福祉を推進します。

37 Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。

みんなで進める地域福祉イメージ（図）



※あくまでもイメージ図であり、すべての社会資源を反映したものではありません。

2 地域福祉に参加する機運の醸成

【現状と課題】

若い世代やマンション住民などの地域活動への参加は低調となっており、地域福祉活動に参加する人の不足や高齢化、平日の昼間に活動が可能な人など、主体的に活動できる多様な人材が地域福祉活動に参加する機運を高めていくことが重要な課題となっています。

【今後の取組】

これまでに協働してきた地域団体はもとより、ボランティア・市民活動センター³⁸とも連携し、区内の企業に勤務する人や、学校に通学する学生等の多様な人材が、生野区でのさまざまな地域の活動に参加できるような取組を支援します。

また、新たに地域福祉活動に参加する人を増やすため、高齢者や外国につながる住民、障がい者

(児)、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、家族・親子と一緒に活動に参加できる環境を整える取組を支援します。

38 ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介等、ボランティア活動・市民活動を応援・支援する拠点のこと。

3 きめ細やかな福祉サービスの充実にに向けた連携の強化

【現状と課題】

住民同士のつながりなどの人間関係の希薄化により、地域コミュニティの「見守り」「支えあい」などの「自助」「共助」³⁹の機能が弱まる中で、行政や地域からの支援の手が届かずに孤立死や「セルフネグレクト」の状態に陥る高齢者の増加、若者の「ひきこもり」や高齢者の「閉じこもり」が同一世帯において複合的に発生し複雑化している世帯、高齢者、障がい者（児）、こども、ひとり親家庭、ヤングケアラー⁴⁰、生活に困窮している人、複合的な課題がある人など、支援が必要な人に必要なサービスが確実に届くように、取りこぼしのないこれまで以上の支援が必要となっています。

少子化、核家族化が進んでいる中で、子育て世帯が育児不安やストレスを感じた際に相談できる相手がいないうえに孤立することがないよう、安心してこどもを産み育てることができる環境を充実させると同時に、身近なところでの相談・支援や、子育てをより積極的に楽しめる環境づくりが必要となっています。

また、発達障がいなど療育が必要な児童を早期に発見し、幼児期から児童の特性に応じた適切な支援を行う体制があり安心して子育てができることをめざします。

また、次世代を担うこどもたちが健やかに育つため、「こどもの貧困」問題や「ヤングケアラー」支援のための相談支援体制づくりや、必要なサービスが届くような仕組みづくりが必要です。

さらに、区内の虐待通報件数は増加傾向にあり、虐待は、心身や人格に重大な影響を与えることから、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要です。

支援を必要とする全ての人々が、一人ひとり社会とつながりを持ちながら健やかに暮らせることができる状態をめざします。

39 「自助」：自分（家族）の命を自分（家族）で守ること。「共助」：地域の皆さんで互いに助け合うこと。「公助」：国や市の行政機関が対策を行うこと。

40 法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

【今後の取組】

誰もが安心して暮らせるまちをめざして、高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活に困窮している方、外国につながる住民等へのきめ細かな支援をめざし、複

合化・複雑化する課題に対して、住民のみなさんが参加し、互いに支え合い、その人らしく生活していくことを支援する仕組みづくりを住民のみなさんと協働し取組を進めます。

（１） 関係機関との連携強化

地域での福祉課題の実態を適切に把握して、解決が図られるよう、関係機関との連携をさらに深め、施策の推進に努めます。

複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、「総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を進めます。生活に困りごとを抱えた人に対しては、「くらしの相談窓口いくの⁴¹」による各種相談・就労支援を行い、個々の状況に応じた相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携し、課題が複雑・困難化する前に自立できるよう包括的・継続的に支援します。

地域で孤立しがちな高齢者をはじめ、障がい者、ひとり親家庭、ひきこもり・不登校のこどもなど課題のあるすべての人に対して、必要な制度やサービスが確実に届くよう、地域の関係者や各種支援専門機関等との連携を強化し、適切な対応・支援を行います。

41 平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、複合的な課題を抱えて困っている人の相談先として、業務委託により区役所内に相談窓口を設置している。自立に向けた相談支援、就労支援、住宅確保給付金支給等の支援とともに、状況に応じて地域のネットワークや関係機関等と連携し、課題解決をサポートします。

（２） 見守りの強化

福祉局の委託事業として、区社協に設置されている「見守り相談室（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業⁴²）」では、孤立死の防止に向け、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りを行うなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークづくりを進め、災害時の避難支援にもつながるような日ごろから顔の見える関係づくりを進めてきました。

地域住民のみなさんや民生委員・児童委員、主任児童委員、区社協の「見守り相談室」などが行なっている「見守り」や「声かけ」活動と区役所が協働し、住民のみなさんの暮らしに密着したきめ細かな支援をめざします。

また、ご近“助”パワフルサポート事業⁴³の「福祉コーディネーター⁴⁴」による、身近な人々の間の支え合いによる暮らしやすい地域づくりを支援します。

42 大阪市では、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、平成27年度から実施しており、区社協内に福祉専門職のワーカー（CSW）を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、主に①地域の見守り活動への支援②孤立世帯等への専門職による対応③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの取組を進めている。

- 43 ちょっとした困りごとや悩みにお困りの方と、お手伝いをしたいというボランティアさんとをつなぐ仕組みで、区役所が区社協に業務委託している。
- 44 単身高齢者、認知症の人、障がいのある人々等、真に支援を必要とする人と、地域ボランティアのマッチングを行いません。

（３） 虐待への対応

虐待などを受け、真に支援が必要な人に対して、早期の発見と分離保護等の迅速な対応とともに、再発防止に向けた支援を行います。

また、虐待防止についての周知・啓発を行うとともに、保健・医療・福祉サービス関係者や行政関係者。地域の多様な関係機関と連携して虐待事案の早期発見・早期対応に努めます。

（４） 子育て支援

安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、子育てに関する効果的な情報を提供するとともに、子育て支援機関等と連携・協力し、気軽に相談や交流できる機会を設けます。

さらに、子育て世帯が孤立することがないように、適切な専門機関へつなげることで、妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたる各ライフステージをトータルで支援します。

子育てを支援することに加え、子育て支援機関等と連携・協力し、親子で楽しめる子育て応援イベントなど、子育てがより楽しくなるような仕掛けづくりに取り組むとともに、生野のまちで子育てをしたくなるような積極的で楽しい情報を発信していきます。

加えて、こどもの貧困対策と連携して、支援が必要な子どもや子育て世帯を学校において発見し、区役所などの適切な支援につなげられるよう、大阪市子どもサポートネット⁴⁵の充実をはかり総合的支援を実施します。

子育ての孤立化が進み、胸が痛む事件が全国的に起こる中、生野区では、こどもが笑顔で暮せるまちをめざし、令和２年（2020年）３月に「生野区まちぐるみ子育て宣言」を行いました。引き続き、安心して子育てできるまちに向けた機運を高めるとともに、重大な児童虐待ゼロに向けて、既に地域に機能している地域福祉ネットワークに子ども・子育て支援家庭のケアの視点を入れた「こども地域包括ケアシステム」により、児童虐待の前段階である孤立育児の防止や区役所・区社協・支援機関等の連携強化に努めます。



- 45 小学校・中学校での気づきを通して、子どもや子育て家庭の困りごとを発見し、区役所や地域と連携して相談や支援につなぎ、社会全体で子育て家庭を応援する仕組み。子どもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーが必要に応じて家庭訪問し、専門的な相談先や支援につないでいる。令和2年度から大阪市内24区で実施されている。